

まずは相談

“点検商法”にご注意を！

住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということ告げずに住宅の点検を持ち掛け、「工事をしないと危険」などと不安をあおって商品やサービスの契約を急かすという「点検商法」の相談が寄せられています。

具体的には、「屋根の点検をしないかと電話があり、事業者が家に来たが、点検だけのはずが屋根工事の契約をしてしまった」という相談や、「訪問してきた業者から『床下が白蟻に喰われている。このままでは家が傾く』と言われ、補強工事などを契約した」というものです。

こちらから依頼していないのに「点検させてほしい」と訪問

してくる業者には対応しないようにしましょう。

点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。複数の見積もりを取るなどし、決してその場で契約をしないようにしましょう。

また、法定の契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフを行うことができます。

点検商法に関するトラブルは、高齢者を中心に増加傾向にあります。ご家族や周囲の方も気をつけてあげましょう。

少しでもおかしいと感じることや不安なことがありましたら、消費生活センターまでお早めにご相談ください。

市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)

■相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。
※土・日・祝日の電話相談は消費者ホットライン ☎188(局番なし)へ

暴力のない社会を目指して

新型コロナウイルス感染症の影響で、配偶者等による暴力(DV)被害の深刻化が懸念されています。身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力も深刻な問題です。被害を受けたら、ひとりで悩まず、相談機関や警察に相談しましょう。

11月25日(水)は、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。「ホワイトリボンキャンペーン」では、男性が主体となって、「女性への暴力を振るわない・許さない・沈黙しない」活動を展開しています。

暴力の被害者は女性に限られません。DVや性暴力被害者への偏見・中傷は、被害者をさらに追い込む行為です。「自分には関係ない」という意識を捨て、一丸となって暴力のない社会をつくりましょう。

わかるかな？

まちがいさがし

▼ 大松山のカンピくん遊具

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。(印刷の汚れは除く。)
※答えは38ページ下段

